

医政発 0325 第 23 号
職 発 0325 第 9 号
社援発 0325 第 6 号
令和 7 年 3 月 25 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長
都道府県労働局長

殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」及び「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」について

政府は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(以下「尼協定」という。)、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下「比協定」という。)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」(以下「越交換公文」という。)に基づき入国した外国人看護師・介護福祉士候補者について、令和 5 年度までに入国したインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者並びにベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者に対して、外交上の配慮の観点から、一定の条件の下、特例的に 1 年間に限り滞在期間の延長を認めることとしている(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(令和 5 年 2 月 21 日閣議決定(別添 1。以下「令和 5 年閣議決定」という。)及び令和 7 年 2 月 18 日閣議決定(別添 2。以下「令和 7 年閣議決定」という。)を参照)。本特例措置は、協定外等の枠組みにおいて、協定等に規定する我が国の義務を超えて、協定等に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を 1 回に限り得られるようにすることを目的としたものである。

上記閣議決定による滞在期間の延長を認めるに当たっての条件等に関し、改正前の「特

例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」(平成 23 年厚生労働省告示第 192 号。以下「尼特例指針」という。)、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」(平成 24 年厚生労働省告示第 190 号。以下「比特例指針」という。)及び「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」(平成 29 年厚生労働省告示第 99 号。以下「越特例指針」という。)により、令和 6 年度までに協定に基づく滞在期間が満了した候補者について定めていたところである。

今般、令和 7 年度中に協定に基づく滞在期間が満了する候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めるべく、尼特例指針、比特例指針及び越特例指針を改正し、令和 5 年閣議決定及び令和 7 年閣議決定に基づき在留資格の延長が認められる令和 4 年度に入国したインドネシア人看護師候補者、フィリピン人看護師候補者及びベトナム人看護師候補者(以下「特例看護師候補者という。)並びに令和 2 年度及び令和 3 年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者及びベトナム人介護福祉士候補者(以下「特例介護福祉士候補者」という。)について滞在期間の延長を認める条件等を定めたところである(令和 7 年 3 月 25 日(告示改正日)以降に適用される尼特例指針は別添 3、比特例指針は別添 4、越特例指針は別添 5)。

今般の尼特例指針、比特例指針及び越特例指針の運用に際しての留意点は下記のとおりであるので御了知願いたい。また、特例看護師候補者及び特例介護福祉士候補者の受入れ機関(以下「特例受入れ機関」と総称する。)に対しては、受入調整機関である国際厚生事業団から周知を行う予定である。

なお、法務省により、尼特例指針、比特例指針及び越特例指針で定めた条件を在留資格の許可要件として位置づけるための指針「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成 23 年法務省告示第 367 号)、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成 24 年法務省告示第 159 号)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成 29 年法務省告示第 248 号)(以下「法務省指針」と総称する。)が、近日中に改正され、適用される予定である。

記

第一 総論(尼特例指針第一、比特例指針第一及び越特例指針第一関係)

一 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例看護師候補者がインドネシア、フィリピン又はベトナムの看護師の資格を有し、入国前に母国において看護業務の実務経験を積んだ上で、日本において 2 年を超える研修を通じて看護師の資格の取得に必要な知識及び技術

の修得を図ってきていること、また、特例介護福祉士候補者がインドネシア、フィリピン又はベトナム国内において一定の教育課程を経た上で、日本において3年を超える研修を通じて介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

二 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関との労働契約に基づく病院又は介護施設(以下「特例受入れ施設」と総称する。)において、就労・研修を行う特例看護師候補者及び介護福祉士候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

第二 特例看護師候補者について

一 特例受入れ機関における研修としての就労(尼特例指針第二の一、比特例指針第二の一及び越特例指針第二の一関係)

1 特例看護師候補者の要件等(尼特例指針第二の一の1、比特例指針第二の一の1及び越特例指針第二の一の1関係)

(1) 特例受入れ機関と特例看護師候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例看護師候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省指針による在留資格変更の許可を受けようとする者(以下第二において「許可希望者」という。)と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

(2) 特例看護師候補者としての在留許可後の活動について

特例看護師候補者は、令和7年度に実施される看護師国家試験(以下「令和7年度看護師国家試験」という。)までの期間は、令和7年度看護師国家試験に合格し、看護師の資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、令和7年度看護師国家試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 令和6年度に実施された看護師国家試験の得点について

尼特例指針第二の一の1の(3)、比特例指針第二の一の1の(3)及び越特例指針第二の一の1の(3)の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「令和6年度看護師国家試験の必修問題の合格基準となる点と一般問題及び状況設定問題の合格基準となる点との合計点の5割以上の得点」以上とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、令和6年度に実施された看護師国家試験(以下「第114回看護師国家試験」という。)において、第114回看護師国家試験成績通知書における必修問題及び一般問題・状況設定問題の得点の合計について、合格基準点の5割以上である94点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件(尼特例指針第二の一の2、比特例指針第二の一の2及び

越特例指針第二の一の２関係)

尼特例指針第二の一の２の(１)で準用する尼協定指針(別添６)第二の一の３の(７)、比特例指針第二の一の２の(１)で準用する比協定指針(別添７)第二の一の３の(７)及び越特例指針第二の一の２の(１)で準用する越交換公文指針(別添８)第二の一の３の(７)の「不正の行為」については、「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」(平成 20 年 5 月 19 日付け医政発第 0519001 号、職発第 0519001 号、社援発第 0519001 号、老発第 0519004 号(最終改正令和 6 年 5 月 31 日付け医政発 0531 第 1 号、職発 0531 第 1 号、社援発 0531 第 1 号、老発 0531 第 1 号)。以下「尼協定通知」という。)の記の第四、「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」(平成 20 年 11 月 6 日付け医政発第 1106012 号、職発第 1106003 号、社援発第 1106004 号、老発第 1106007 号(最終改正令和 6 年 5 月 31 日付け医政発 0531 第 2 号、職発 0531 第 2 号、社援発 0531 第 2 号、老発 0531 第 2 号)。以下「比協定通知」という。)の記の第四及び「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」(平成 25 年 3 月 6 日付け医政発 0306 第 5 号、職発 0306 第 5 号、社援発 0306 第 6 号、老発 0306 第 5 号(最終改正令和 6 年 8 月 1 日付け医政発 0801 第 4 号、職発 0801 第 1 号、社援発 0801 第 2 号、老発 0801 第 1 号)。以下「越交換公文通知」という。)の記の第四と同様であること。

3 研修の要件(尼特例指針第二の一の３、比特例指針第二の一の３及び越特例指針第二の一の３関係)

(１)「看護研修改善計画」について

看護研修改善計画の作成の基本について

尼特例指針第二の一の３の(１)、比特例指針第二の一の３の(１)及び越特例指針第二の一の３の(１)中の「看護研修改善計画」については、第 114 回看護師国家試験の時点における看護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例看護師候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、令和 7 年度看護師国家試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第 2 - 1 号により作成するものであること。

看護研修プログラムの策定について

看護研修改善計画の一部として、令和 7 年度看護師国家試験までの間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定するものであること。

(2) 特例看護師候補者が従事する業務について

特例看護師候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での看護師の資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

尼特例指針第二の一の三の(2)、比特例指針第二の一の三の(2)及び越特例指針第二の一の三の(2)の「研修責任者」は看護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野ごとで複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、尼協定指針、比協定指針及び越交換公文指針に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当ててことも差し支えないこと。

尼特例指針第二の一の二の(1)で準用する尼協定指針第二の一の三の(3)、比特例指針第二の一の二の(1)で準用する比協定指針第二の一の三の(3)及び越特例指針第二の一の二の(1)で準用する越交換公文指針第二の一の三の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の二の五の(2)、比協定通知の記の第二の二の五の(2)及び越交換公文通知の記の第二の二の五の(2)の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件(尼特例指針第二の一の四、比特例指針第二の一の四及び越特例指針第二の一の四関係)

尼特例指針第二の一の四、比特例指針第二の一の四及び越特例指針第二の一の四の労働契約の要件については、尼協定通知の記の第三の一の二、比協定通知の記の第三の一の二及び越交換公文通知の記の第三の一の二と同様であること。

5 その他

(1) 特例看護師候補者としての滞在

特例看護師候補者の滞在は、特例看護師候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

(2) 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

特例看護師候補者の診療報酬上の配置基準の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の二の二、比協定通知の記の第二の二の二及び越交換公文通知の記の第二の二の二と同様であること。

(3) 特例看護師候補者の不法就労の防止等

特例看護師候補者の不法就労の防止等については、尼協定通知の記の第六、比協定通知の記の第六及び越交換公文通知の記の第六と同様であること。

(4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例看護師候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、労働契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。

なお、特例看護師候補者は、指定された病院以外の施設において就労することはできないこと。

二 看護師の資格取得後の就労(尼特例指針第三の一、比特例指針第三の一及び越特例指針第三の一関係)

特例看護師候補者が看護師の資格を取得したときは、協定に基づく看護師としての滞在・就労が可能である。

三 厚生労働省による確認(尼特例指針第四の一、比特例指針第四の一及び越特例指針第四の一関係)

1 厚生労働省による確認の概要

尼特例指針第四の一、比特例指針第四の一及び越特例指針第四の一において、許可希望者を受け入れようとする機関(以下第二の三において「特例受入れ希望機関」という。)からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が尼協定、比協定又は越交換公文に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省医政局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び第114回看護師国家試験の得点(尼特例指針第二の一の1の(2)及び(3)、比特例指針第二の一の1の(2)及び(3)又は越特例指針第二の一の1の(2)及び(3))、受入れ機関の適切な研修を実施する意思(尼特例指針第二の一の2の(2)、比特例指針第二の一の2の(2)又は越特例指針第二の一の2の(2))及び受入れ機関による看護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備(尼特例指針第二の一の3の(1)及び(2)、比特例指針第二の一の3の(1)及び(2)又は越特例指針第二の一の3の(1)及び(2))に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知(以下「確認結果通知」という。)するものであること。

なお、法務省指針による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることがあるので、特例受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 特例受入れ希望機関による確認依頼の様式

1の依頼については、許可希望者が特例インドネシア人第十五陣看護師候補者である場合は別紙様式第3-1号を、特例フィリピン人第十四陣看護師候補者である場合は別紙様式第3-2号を、ベトナム人第九陣看護師候補者である場合は別紙様式第3-3号を、当省職業安定局長及び医政局長に対し、令和7年4月15日(火)までに、別紙様式第2-1号を添付の上、提出することにより行うものであること。

第三 特例介護福祉士候補者について

一 特例受入れ機関における研修としての就労（尼特例指針第二の二、比特例指針第二の二及び越特例指針第二の二関係）

1 特例介護福祉士候補者の要件等（尼特例指針第二の二の1、比特例指針第二の二の1及び越特例指針第二の二の1関係）

（1）特例受入れ機関と特例介護福祉士候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例介護福祉士候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省指針による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第三において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

（2）特例介護福祉士候補者としての在留許可後の活動について

特例介護福祉士候補者は、令和7年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和7年度介護福祉士試験」という。）までの期間は、令和7年度介護福祉士試験に合格し、介護福祉士資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、令和7年度介護福祉士試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

（3）令和6年度に実施された介護福祉士試験の得点について

尼特例指針第二の二の1の（3）、比特例指針第二の二の1の（3）及び越特例指針第二の二の1の（3）の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「令和6年度介護福祉士国家試験の合格点の5割以上」とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、令和6年度に実施された介護福祉士試験（以下「第37回介護福祉士国家試験」という。）の得点が35点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件（尼特例指針第二の二の2、比特例指針第二の二の2及び越特例指針第二の二の2関係）

尼特例指針第二の二の2の（1）で準用する尼協定指針第二の二の3の（4）、比特例指針第二の二の2の（1）で準用する比協定指針第二の二の3の（4）及び越特例指針第二の二の2の（1）で準用する越交換公文指針第二の二の3の（4）の「不正の行為」については、尼協定通知の記の第四、比協定通知の記の第四及び越交換公文通知の記の第四と同様であること。

3 研修の要件（尼特例指針第二の二の3、比特例指針第二の二の3及び越特例指針第二の二の3関係）

（1）「介護研修改善計画」について

尼特例指針第二の二の3の（1）、比特例指針第二の二の3の（1）及び越特例指針第二の二の3の（1）中の「介護研修改善計画」については、第37回介護福祉士国家試験の時点における介護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信

教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例介護福祉士候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、令和7年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2 - 2号により作成するものであること。

(2) 特例介護福祉士候補者が従事する業務について

特例介護福祉士候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での介護福祉士資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

尼特例指針第二の二の3の(2)、比特例指針第二の二の3の(2)及び越特例指針第二の二の3の(2)の「研修責任者」は介護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、尼協定指針及び比協定指針に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることも差し支えないこと。

尼特例指針第二の二の2の(1)で準用する尼協定指針第二の二の3の(3)、比特例指針第二の二の2の(1)で準用する比協定指針第二の二の3の(3)及び越特例指針第二の二の2の(1)で準用する越交換公文指針第二の二の3の(3)において「常勤の介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知の記の第二の三の3、比協定通知の記の第二の三の3及び越交換公文通知の記の第二の三の3の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件(尼特例指針第二の二の4、比特例指針第二の二の4及び越特例指針第二の二の4関係)

尼特例指針第二の二の4、比特例指針第二の二の4及び越特例指針第二の二の4の労働契約の要件については、尼協定通知の記の第三の一の2、比協定通知の記の第三の一の2及び越交換公文通知の記の第三の一の2と同様であること。

5 その他

(1) 特例介護福祉士候補者としての滞在

特例介護福祉士候補者の滞在は、特例介護福祉士候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

(2) 配置基準の取扱いについて

特例介護福祉士候補者は、就労を開始した日から 6 月を経過した介護福祉士候補者に該当するため、尼協定指針第二の二の 3 の (2)、比協定指針第二の二の 3 の (2) 及び越交換公文指針第二の二の 3 の (2) に基づき、配置基準上の職員として算入することが可能であること。

(3) 特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等

特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等については、尼協定通知の記の第六、比協定通知の記の第六及び越交換公文通知の記の第六と同様であること。

(4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、労働契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。

なお、特例介護福祉士候補者は、指定された介護施設以外の施設において就労することはできないこと。

二 介護福祉士の資格取得後の就労(尼特例指針第三の二、比特例指針第三の二及び越特例指針第三の二関係)

特例介護福祉士候補者が介護福祉士の資格を取得したときは、協定に基づく介護福祉士としての滞在・就労が可能である。

三 厚生労働省による確認(尼特例指針第四の二、比特例指針第四の二及び越特例指針第四の二関係)

1 厚生労働省による確認の概要

尼特例指針第四の二、比特例指針第四の二及び越特例指針第四の二において、許可希望者を受け入れようとする機関(以下第三の三において「特例受入れ希望機関」という。) からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省社会・援護局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び第 37 回介護福祉士国家試験の得点(尼特例指針第二の二の 1 の (2) 及び (3)、比特例指針第二の二の 1 の (2) 及び (3) 並びに越特例指針第二の二の 1 の (2) 及び (3))、受入れ機関の適切な研修を実施する意思(尼特例指針第二の二の 2 の (2)、比特例指針第二の二の 2 の (2) 及び越特例指針第二の二の 2 の (2)) 及び受入れ機関による介護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備(尼特例指針第二の二の 3 の (1) 及び (2)、比特例指針第二の二の 3 の (1) 及び (2) 並びに越特例指針第二の二の 3 の (1) 及び (2)) に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省指針による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることがあるので、特例受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 特例受入れ希望機関による確認依頼の様式

1の依頼については、許可希望者が特例インドネシア人第十三陣及び第十四陣介護福祉士候補者である場合は別紙様式第3 - 4号を、特例フィリピン人第十二陣及び第十三陣介護福祉士候補者である場合には別紙様式第3 - 5号を、特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者である場合は別紙様式第3 - 6号を、当省職業安定局長及び社会・援護局長に対し、令和7年4月15日(火)までに、別紙様式第2 - 2号を添付の上、提出することにより行うものであること。

第四 受入れ調整機関による相談対応等(尼特例指針第五、比特例指針第五及び越特例指針第五関係)

尼特例指針第五、比特例指針第五及び越特例指針第五において、受入れ調整機関(公益社団法人国際厚生事業団)は、特例受入れ機関からの報告の受理、特例看護師候補者及び特例介護福祉士候補者(以下「特例候補者」と総称する。)の入出国及び滞在に係る支援、特例候補者からの相談等への対応並びに特例受入れ機関の相談等への対応を実施するものであること。また、受入れ調整機関は、特例候補者の協定に基づく滞在時と同様に、受入れ機関番号及び候補者番号を一意的に付番することにより、特例受入れ機関及び特例候補者に関する情報管理等を行うとともに、特例候補者の協定に基づく滞在時の管理情報と相互に参照可能とするものであること。

第五 在留資格変更時報告、定期報告及び随時報告について

一 報告の様式について

尼特例指針第五の一の2、比特例指針第五の一の2及び越特例指針第五の一の2に関し、特例受入れ機関は、在留資格変更時報告は別紙様式第1号により、定期報告及び随時報告は尼協定通知、比協定通知及び越交換公文通知の相当する様式により、それぞれ受入れ調整機関に提出することにより行うこと。なお、尼協定通知の様式第2 - 1別紙1及び様式第2 - 2別紙1、比協定通知の様式第2 - 1別紙1及び様式第2 - 2別紙1並びに越交換公文通知の様式第2 - 1別紙1及び様式第2 - 2別紙1については研修責任者が、尼協定通知の様式第2 - 1別紙2及び様式第2 - 2別紙2、比協定通知の様式第2 - 1別紙2及び様式第2 - 2別紙2並びに越交換公文通知の様式第2 - 1別紙2及び様式第2 - 2別紙2については特例候補者が、それぞれ記入するものであること。

二 報告の提出時期について

尼特例指針第五の一の2の(1)、比特例指針第五の一の2の(1)及び越特例指針第五の一の2の(1)による在留資格変更時報告については、その雇用する特例候補者が法務省指針による在留資格変更の許可を受けた日から2週間以内に受入れ調整機関に報告するものであること。

尼特例指針第五の一の2の(2)、比特例指針第五の一の2の(2)及び越特例指針第五の一の2の(2)による定期報告については、令和8年1月1日時点の特例受

入れ施設の要件及び労働契約の要件の遵守状況に関するものは令和 8 年 2 月 20 日までに、令和 7 年 10 月 1 日時点の研修の実施状況に関するものは令和 7 年 11 月 20 日までに、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

尼特例指針第五の一の 2 の (3)、比特例指針第五の一の 2 の (3) 及び越特例指針第五の一の 2 の (3) による随時報告については、同イに該当する特例候補者の死亡・失踪・不法就労活動に関するものはこれらの事実を把握した日から遅くとも 1 週間以内に、同ロに該当する在留資格変更の報告にあっては許可を受けた日から 2 週間以内に、同ニに該当する特例候補者の令和 7 年度看護師国家試験及び令和 7 年度介護福祉士試験の合否結果に関するものは当該試験の合否発表日から 2 週間以内に、同ホに該当する特例候補者の帰国に関するものは帰国日から 2 週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。